

平成29年玉村町議会第2回臨時会会議録第1号

平成29年10月26日（木曜日）

議事日程 第1号

平成29年10月26日（木曜日）午前9時開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

.....

議事日程 第1号の追加

追加日程第 1 会議録署名議員の指名

追加日程第 2 会期の決定

追加日程第 3 副議長の選挙

追加日程第 4 議席の指定

追加日程第 5 常任委員会委員の選任

追加日程第 6 議長の常任委員会委員辞任の件

追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 8 特別委員会の設置及び委員の選任

追加日程第 9 承認第 7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度玉村町一般会計補正予算（第3号））

追加日程第10 議案第50号 訴えの提起について

追加日程第11 同意第17号 監査委員の選任について

追加日程第12 玉議第 6号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

追加日程第 1 会議録署名議員の指名

追加日程第 2 会期の決定

追加日程第 3 副議長の選挙

追加日程第 4 議席の指定

追加日程第 5 常任委員会委員の選任

- 追加日程第 6 議長の常任委員会委員辞任の件
- 追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 8 特別委員会の設置及び委員の選任
- 追加日程第 9 承認第 7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度玉村町一般会計補正予算（第3号））
- 追加日程第10 議案第50号 訴えの提起について
- 追加日程第11 同意第17号 監査委員の選任について
- 追加日程第12 玉議第 6号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

出席議員（13人）

1番	小林 一幸君	2番	新井 賢次君
3番	原 利幸君	4番	月田 均君
5番	渡邊 俊彦君	6番	柳沢 浩一君
7番	備前島 久仁子君	8番	三友 美恵子君
9番	浅見 武志君	10番	石川 眞男君
11番	宇津木 治宣君	12番	石内 國雄君
13番	高橋 茂樹君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田 紘二君	副町長	宮川 清吾君
教育長	新井 道憲君	総務課長	萩原 正人君
経営企画課長	山口 隆之君	税務課長	齋藤 修一君
健康福祉課長	舛田 昌子君	子ども育成課長	萩原 保宏君
住民課長	石関 清貴君	生活環境安全課長	小林 賢一君
経済産業課長	大谷 義久君	都市建設課長	高橋 茂君
上下水道課長	倉林 教夫君	会計管理者兼会計課長	金井 満隆君
学校教育課長	小坂橋 保君	生涯学習課長	小柴 可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村 進	議会事務局長補佐	齋藤 善彦
庶務係兼議事調査係	平野 里都子		

○臨時議長の紹介

◇議会事務局長（田村 進君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の田村です。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員中、柳沢浩一議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

柳沢浩一議員、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長 柳沢浩一君議長席に着く〕

◇臨時議長（柳沢浩一君） ただいまご紹介をいただきました柳沢浩一であります。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

傍聴人には、早朝より臨時議会の傍聴、大変ご苦労さまです。



○自己紹介

◇臨時議長（柳沢浩一君） お諮りいたします。

初めての議会でもありますし、執行側の職員の方もおられますので、ただいまから自己紹介をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇臨時議長（柳沢浩一君） ご異議がないようですので、住所、氏名による自己紹介を順次お願いをいたします。

それでは、1番の席の議員から登壇の上、自己紹介をお願いいたします。

〔各議員順次登壇、自己紹介〕

◇臨時議長（柳沢浩一君） ご苦労さまでした。

次に、執行側の自己紹介をお願いをいたします。

自席で町長、副町長並びに総務課長以下、順次お願いをいたします。

〔各説明員、事務局職員自己紹介〕



○開会・開議

午前9時12分開会・開議

◇臨時議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年玉村町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



○町長挨拶

◇臨時議長（柳沢浩一君） この際、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。
町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） おはようございます。本日、ここに新しく選出されました議員各位をお迎えし、謹んでご挨拶申し上げる機会を得ましたことを大変ありがたく存じます。

議員各位におかれましては、任期満了に伴い執行されました、このたびの町議会議員選挙において、町民の期待を担い、めでたくご当選の栄を得られましたことを心からお喜び申し上げます。本日は、臨時の初議会であります。議会の人事構成を決める極めて大事な議会であり、議事がスムーズに進行されますことをご期待申し上げます。

さて、当町は、ことし8月、昭和32年に現在の町制が施行されてから60周年という節目の年を迎えました。この60周年を機に、より一層将来へ引き継ぐ価値のある町にするべく決意を新たにいたしましたところでございます。

人口減少社会を迎える中、当町におきましても人口減少に歯どめをかけ、活力ある町の維持を図るため、「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、若い人が安心して仕事や子育てができ、子供からお年寄りまで生き生きと暮らすことのできる町の実現を目指しております。

また、高崎玉村スマートインターチェンジや東毛広域幹線道路などの交通の利便性を生かしたまちづくり、道の駅玉村宿の活性化、文化センター周辺地区の大型土地分譲による定住促進対策や元気な高齢者が地域の中で自分らしく暮らすための居場所づくりなど、さまざまな分野において重要な課題があります。

このように玉村町にとりまして大変重要な時期に議員各位をお迎えできましたことは、各般の事業を遂行する上で非常に力強く、感謝にたえません。

私としましても、私に課せられました重責を果たすため、全力を挙げて取り組む所存でございます。町民の福祉と町政の進展のため、何とぞご理解をいただき、格別のご指導、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、ますますご健勝にてご活躍くださることをご祈念申し上げ、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

◇

○日程第1 仮議席の指定

◇臨時議長（柳沢浩一君） 次に、日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席となります。

◇

○日程第2 議長の選挙

◇臨時議長（柳沢浩一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

◇臨時議長（柳沢浩一君） ここで暫時休憩いたします。

午前9時18分休憩

午前9時24分再開

◇臨時議長（柳沢浩一君） 再開します。

◇臨時議長（柳沢浩一君） 選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

◇臨時議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。玉村町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に石川眞男議員、宇津木治宣議員を指名いたします。

◇臨時議長（柳沢浩一君） 投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

◇臨時議長（柳沢浩一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇臨時議長（柳沢浩一君） 配付漏れなしと認めます。

次に、職員に投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◇臨時議長（柳沢浩一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

〔議会事務局長氏名点呼、各議員投票〕

◇臨時議長（柳沢浩一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇臨時議長（柳沢浩一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。石川眞男議員、宇津木治宣議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票、投票点検〕

◇臨時議長（柳沢浩一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

有効投票	13票
無効投票	0票
有効投票中	
高橋茂樹議員	8票
三友美恵子議員	5票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4分の1以上、つまり4票であります。
よって、高橋茂樹議員が議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

◇臨時議長（柳沢浩一君） ただいま議長に当選されました高橋茂樹議員が議場におりますので、本席から玉村町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

高橋議員、就任のご挨拶をお願いいたします。

[高橋茂樹君登壇]

◇高橋茂樹君 おはようございます。ただいまの選挙で議長に当選させていただきました高橋です。
皆さんの力をかりて議会運営をスムーズにしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

◇臨時議長（柳沢浩一君） それでは、当選をされました高橋議長、議長席をお願いをいたします。
これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

◇

◇臨時議長（柳沢浩一君） 暫時休憩をいたします。

午前9時32分休憩

午前9時34分再開

◇議長（高橋茂樹君） それでは、再開いたします。

◇

○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） ただいま配付いたしました日程表のとおり議事日程を追加したいと思います。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり議事日程を追加することに決定いたしました。

◇

○追加日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、月田均議員、渡邊俊彦議員の両名を指名いたします。

◇

○追加日程第2 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

第2回臨時議会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇

○追加日程第3 副議長の選挙

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午前9時36分休憩

午前9時40分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。玉村町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に浅見武志議員、三友美恵子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◇議長（高橋茂樹君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

◇議長（高橋茂樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

[議会事務局長氏名点呼、各議員投票]

◇議長（高橋茂樹君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。浅見武志議員、三友美恵子議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開票、投票点検]

◇議長（高橋茂樹君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち

石内國雄議員 13票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4分の1以上、つまり4票であります。

よって、石内國雄議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

◇議長（高橋茂樹君） ただいま副議長に当選された石内國雄議員が議場におられますので、本席から玉村町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

石内國雄議員、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

[石内國雄君登壇]

◇石内國雄君 石内國雄でございます。副議長に選出いただきましてありがとうございます。

皆様とともに、町のために一生懸命議長を補佐しながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午前9時47分休憩

午前10時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。



○追加日程第4 議席の指定

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第4、議席の指定を行います。

議席は、玉村町議会会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

各議員の氏名とその議席番号は、お手元に配付したとおり指定いたします。

〔議席表配付〕

1番	小林 一幸 議員	2番	新井 賢次 議員
3番	原 利幸 議員	4番	月田 均 議員
5番	渡邊 俊彦 議員	6番	柳沢 浩一 議員
7番	備前島 久仁子 議員	8番	三友 美恵子 議員
9番	浅見 武志 議員	10番	石川 眞男 議員
11番	宇津木 治宣 議員	12番	石内 國雄 議員
13番	高橋 茂樹 議員		



○追加日程第5 常任委員会委員の選任

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

各常任委員会委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名したいと思います。

原 利幸 議員	月田 均 議員	渡邊 俊彦 議員
三友 美恵子 議員	宇津木 治宣 議員	石内 國雄 議員
高橋 茂樹 議員		

以上7名を総務経済常任委員会委員に

次に、

小林 一幸 議員	新井 賢次 議員	柳沢 浩一 議員
備前島 久仁子 議員	浅見 武志 議員	石川 眞男 議員

以上6名を民生文教常任委員会委員にそれぞれ指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。



◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前11時3分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇ ○追加日程第6 議長の常任委員会委員辞任の件

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第6、議長の常任委員会委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、私の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退席いたします。

休憩いたします。

〔議長 高橋茂樹君退場〕

午前11時3分休憩

午前11時4分再開

◇副議長（石内國雄君） 再開いたします。

◇副議長（石内國雄君） 高橋茂樹議長から議会に専念したいという理由によって、総務経済常任委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇副議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、高橋茂樹議長の総務経済常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の入場を求めます。

〔議長 高橋茂樹君入場〕

◇副議長（石内國雄君） 暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時6分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。



○追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名したいと思います。

渡 邊 俊 彦 議員 柳 沢 浩 一 議員 備前島 久仁子 議員

石 川 眞 男 議員 宇津木 治 宣 議員 石 内 國 雄 議員

以上6名を議会運営委員会委員に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。



◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時17分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。



○追加日程第8 特別委員会の設置及び委員の選任

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第8、特別委員会の設置及び委員の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について。

本案については、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託し、議会広報を編集発行することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、議会広報を編集発行することに決定しました。

次に、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長より指名したいと思います。

小林 一 幸 議員 新 井 賢 次 議員 原 利 幸 議員
月 田 均 議員 三 友 美 恵 子 議員 浅 見 武 志 議員

以上6名を議会広報特別委員に指名いたします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時33分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

○各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の委員長・副委員長の互選結果報告

◇議長（高橋茂樹君） 次に、報告を行います。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告いたします。

玉村町議会委員会条例第7条第2項の規定により互選の結果、総務経済常任委員会委員長に渡邊俊彦議員、副委員長に月田均議員、民生文教常任委員会委員長に柳沢浩一議員、副委員長に新井賢次議員、議会運営委員会委員長に備前島久仁子議員、副委員長に渡邊俊彦議員、議会広報特別委員会委員長に月田均議員、副委員長に新井賢次議員、以上のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時50分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

○追加日程第9 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成

29年度玉村町一般会計補正予算（第3号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第9、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度玉村町一般会計補正予算（第3号））、これより提案理由の説明を求めます。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時52分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇議長（高橋茂樹君） これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 承認第7号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第3号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年9月29日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により、本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,207万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億1,430万6,000円と定めるもので、衆議院の解散に伴う第48回衆議院議員総選挙の選挙費委託金や選挙執行に係る費用を計上させていただいたものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○追加日程第10 議案第50号 訴えの提起について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第10、議案第50号 訴えの提起について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第50号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものでございます。

訴えの内容につきましては、玉村町が町営住宅家賃滞納者に対し、家賃の納入を求め、再三にわたる催告文書の送付や訪問を繰り返したにもかかわらず、納入に対し、全く誠意が見られないため、町営住宅家賃納入に対する公正・公平の保持を目的として、やむを得ず本町より相手方に対し、民事訴訟法第383条第1項の規定により、平成29年8月28日、伊勢崎簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。

これに対しまして、相手方から伊勢崎簡易裁判所に「督促異議申立書」の提出がありましたので、訴訟手続に移行させていただくものでございます。

議案書記載の相手方は、平成2年5月25日より町営住宅に入居を開始しましたが、平成25年12月分からの家賃を滞納しており、現在に至っております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第 1 1 同意第 1 7 号 監査委員の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第 1 1、同意第 1 7 号 監査委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、浅見武志議員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、浅見武志議員を除斥いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、浅見武志議員を除斥することに決定いたしました。

浅見武志議員の除斥を求めます。

〔9 番 浅見武志君退場〕

◇議長（高橋茂樹君） 職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◇議長（高橋茂樹君） 朗読が終了いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第 1 7 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、議会議員の改選に伴い、新たに監査委員として、玉村町大字下新田 5 1 6 番地 1 にお住まいの浅見武志議員を選任いたしたくご提案させていただくものでございます。

浅見議員は、人格が高潔であり、議員を初めとする多くの経験を生かし、きめ細かく的確な監査を行える適任者であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

浅見武志議員の入場を許可します。

〔9番 浅見武志君入場〕



○追加日程第12 玉議第6号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第12、玉議第6号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◇議長（高橋茂樹君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

5番渡邊俊彦議員。

〔5番 渡邊俊彦君登壇〕

◇5番（渡邊俊彦君） 玉議第6号 市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

道路は、国民生活や経済社会活動を支える最も基礎的な施設であり、現在道路事業においては、道路整備事業にかかわる国の財政上の特別措置にかかわる法律の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率がかさ上げ（50%を55%にかさ上げ）されておりますが、このかさ上げ規定が平成

29年までの時限措置となっております。地方創生に全力に取り組んでいるこの時期に、補助率等の低減をすることは町村にとって死活問題であります。

そこで、私が一議員として提案者となり、総務経済常任委員会全員を賛同者として、国に対する意見書提出の議案を提出することとなりましたので、皆様のご賛同をお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

◇

○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本臨時議会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成29年玉村町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時11分閉会